

基調講演（要旨）

『自治基本条例と住民自治』

～みんなが主役のまちづくり～



ニセコ町職員
札幌大学大学院法学研究科非常勤講師
国土交通省地域振興アドバイザー
片山 健也 さん

◎市の職員の役割は？

法律上、市長を補助するのが市職員の役割と規定されています。地方自治の基本である市民自治とは、市民の意思に基づいて自治体を民主的に運営することをいいます。市長は一人しかいませんので、市長の補助機関である職員が、自治会や各種市民活動の場に積極的に参加し、市民と情報を共有して、一緒に各種の政策や計画を作ることが必要です。職員には決定権がないから、「立场上自分の意見は言えない」と無責任に逃避することは許されないと考えます。例えば、福祉の課長だったら、多くの市民と議論の中から市民の意向を反映した福祉政策を作り、市長が最適な意思決定ができるようにその選択肢を提示すべきです。もちろん市民との話し合いの時、部課長が自らの考えを明確にし、市民と約束することも大事です。市民と約束したことが市長に拒否されたら、その経緯をそのまま市民に伝えればいいのです。なぜなら市長の考え方を説明することも職員の重要な責務だからです。

違法行為の場合は別ですが、職員は一般的にクビにできません。その理由は制度的な雇用者は市長ですが、政治的な雇用者は市民の皆さんだからです。権力を持つ市長の恣意的な判断で職員をクビにして、市民の信託が生かされない組織になっては困るので、職員に安定した身分保障をしていると言われています。選ばれた市長が職員を活用し、市民の思いを最大限発揮するような政策を市民とともに立案していく。そして、その過程を全部オープンにしていく重要な役割を職員は担っていると思います。

◎自治体にとって市民はお客さま？

市役所にとって市民は、デパートなどのお客とは全然違います。もし、市役所を会社に置き換えたら、市民の皆さんは、お客ではなく株主だと思います。市民は、自治体の構成員でお客ではありません。それを顧客満足度と同じく考えると、自治の原点を見失うこととなります。サービスの良いまちが本当に良いまちなのでしょうか。受益と負担の関係を明らかにし、たくさん税金を納めて高いサービスを選ぶのか、サービスを最小限にし、税金の安いまちを選ぶのかという選択権が市民の皆さんにはあるのです。

◎市民が育てるまちづくり基本条例

意思決定のための基本的な条例として自治基本条例は、大変に重要な役割を持っています。法律は全国画一の基準ですから、市民の代表である議会が決定した基本条例は法律よりも優先すると思います。裁判では条例が法律に勝っている事例も多くあります。自治体が自信を持って最高規範としての基本条例を決め、国と争うことがあっても良いと思います。そのためには、市民の武器として自治基本条例がとても重要になります。

登別市まちづくり基本条例がこれからどんどん深化して市民の皆さんの生活の糧となり、自分たちで意思決定をする気概を持ち、自ら誇れるまちとし、発展していくことを願っています。



今後の協働のまちづくりの進め方は

今年度から『事業仕分け』という手法を使い、行政と民間の役割分担などについて仕分けする事務事業外部評価を、市民自治推進委員会をはじめとする各種団体などの協力を得ながら試行します。

また、市民のまちづくりへの参画を推進するため、市民活動を展開するための拠点となる『(仮称)市民

活動センター』を整備します。

このフォーラムの目的は

真の市民自治を推進していくためには、より多くの市民の方に市民自治について理解していただき、参加していただくことが不可欠です。市民自治推進委員会では、昨年引き続き実行委員会を立ち上げ、市民自治フォーラムを開催しました。

それでは、今回行われた市民自治フォーラムの一部を紹介します。